

孟子の文章法的研究

市川本太郎*

(信州大学 教育学部)

序

六経三伝は文の祖であると称せられているが、なお老荘孟荀墨孫管韓の諸子の文も亦後世に影響を与えたことは、経伝以上である。殊に孟荘荀韓の四子は戦国時代の四大文章豪とし、孟軻の文は長江の如く、荘周の文は大海の如く、荀況の文は湖水の如く、韓非の文は溪流の如くであると称せられている。就中孟軻の文は理を以て主とし、氣を以て従とし、才を以てこれを扶け、規模の整齊なる点他の三子の及ぶ所ではない。時に弁舌を弄しやゝ論理の正道を脱した点もないではないが、その文の雄健にして明晰、英氣の筆端にほどばしり出た点は、懦夫をも起たしめ、薄夫を厚からしめるに充分なる価値を持つ。かゝる力をもつ文は如何なる内容形式を持つているのであるか。思うに孟子の大文章と称せられるものは多く問答体であつて、問答体は議論文の形式をとるが故に、一層人をして感銘せしめる要素を存しているのではなからうか。更に又文章法的な形式においても特殊な特色を持つているに相違ない。そこで孟子七篇の文章が篇法・章法・句法・字法等の文章法に於て如何なる形式を持つたかを研究せんとするのが本論文の目的である。

I. 篇 法

孟子七篇の各篇にわたつて調査した篇法を総括して見るに、その形式は大別して二段法・三段法・四段法の三種が注目すべきものである。中には段を切り得ない短文も多く存するが、かゝる文は特色を見出すことができない。そこで以上この三種について説くこととする。

二段法。篇法として最も簡単な二段法の文も、孟子七篇中には相当多く見うけられ、比較的短文の多い離婁・告子・尽心の三篇に多く存在する。二段法の形式としては第一段に主意をおいて、次の段に於て説明を加える所の綱領一段格の形式を持つものが、孟子中に先ず目につく。例えば公孫丑上篇第三章の王覇を区別した章の如きはこれであつて、第一段は王と覇の本質的相違を述べて主意とし、次の段に於て両者の影響を説明している。又告子上篇第十五章の大人・小人の章においても第一段に「従大体為大人、従小体為小人」と主意を挙げ、第二段において大体・小体の説明を詳細に試みている。以上の如く第一段に主意をおく形式に対して第二段に主意をおくものがある。公孫丑上篇第十二章の如きものがこれであつて、前段において比喻として屈指者の例を挙げ、後段に於てこれを比喻とし心の若かざる者と對せしめて主意とし、所謂一喩一正の形式をと

* 信州大学教授

つている。又尽心下篇第一章の梁恵王の不仁をとがめる章においては、前段において仁者と不仁者との相違を説き、後段において具体的に梁恵王の不仁の事蹟を述べて主意とし、前段に挙げた不仁者の「以其所不愛，及其所愛也」の語を更に後段に再び挙げて首尾照応せしめている。即ち主意を後段におくものとして孟子には「一喩一正」と「首尾照応」の二形式が存在する。

三段法。孟子七篇中三段法はその数において最も多く見受けられる篇法である。その形式としては綱領一段格・鶴膝法・曲折法の三形式が主なものである。梁恵王上篇第二章の如きは綱領一段格の代表的なもので、第一段において賢者と不賢者との樂に対する態度を述べて主意とし、第二段において賢者の例として文王の樂に対する態度を説明し、第三段には不賢者の例として桀王を引いて説き、綱領分疏の正格なる構成をなしている。又滕文公上篇第三章の恒心恒産の章も亦同形式であつて、第一段に恒心と恒産との關係を述べ、両者並存の必要を説いて主意とし、第二段には恒産を得る方法として薄税を説き三代の税法を挙げ、恒心を得る為に三代の教育を挙げ、第三段において王者が起れば必ずこの法をとらんと述べ更に詩を引いて結んでいる。この章は綱領一段格の一例である。次に曲折法の例としては梁恵王上篇第七章牽牛章が典型的のものであつて、先ず、齊宣王の齊桓晋文の間を斥け自説の王道に導いて起首とし、第二段においては王の経験から誘導して惻隱之心を述べ不能と不為との相違を説き、第三段において王道の根本を説いて主意としている。又滕文公下篇第二章大丈夫の章の如きも曲折法の代表的なもので第一段に公孫衍・張儀の大丈夫にあらざることを断定し、第二段にこの二子の行為は妾婦之道に類することをあげて証明し、第三段に大丈夫の本質を明らかにして末段に主意をおいている。次に鶴膝法を採れる章は全体からみて極めて少く、公孫丑上篇第二章不動心章の如きはその著しいものである。第一段に於て北宮黝・孟施舎・曾子・告子等の不動心を挙げ、第二段に孟子自身の不動心の方法として浩然之氣と知言とを説いて主意とし、第三段に孔子を挙げている。

四段法。漢詩の篇法の如く起・承・転・結の法を用いるのが四段法として最も理想的の形式である。孟子七篇中には此の篇法を用いるものが非常に多く、中には多少異つた形式をとるものもある。さて起・承・転・結の法を用いたものとして梁恵王上篇第一章はその典型的のものである。第一段は恵王の「将有以利吾国乎」の問に発し、孟子「何必曰利，亦有仁義而已矣」の句を挙げて問を否定し、起法において設問起を用い、第二段は第一段の利を承けてその弊害を述べ逆承の承法をとり、第三段は第一段の仁義を承けてその効果を述べ順転の転法をとり、第四段において「何必曰利，亦有仁義而已矣」と起首の語を挙げて結語とし、全体としては首尾照応の形式をとつている。斎藤拙堂は此の章を次の如く評して

首章王必曰利，亦有仁義而已矣，是一章大旨，王曰以下，至不奪不廢，是衍說王必曰利句，未有仁一節是衍說亦有仁義句，下後以王亦云々二句結之。(拙堂文話 卷六)

と記し、提綱分疏の形式であることを示している。孟子の四段法の章は多く問答体である為に起法は設問起の形式が大部分を占めている。次に離婁上第二章を見るに、第一段は規矩を取り出して聖人に対せしめ、方圓を以て人倫に対せしめて比喻起とし、第二段

は前段の人倫を承けて、君と臣との二者に分けその本務を説いて分承し、第三段は孔子の言に転じて仁と不仁とを説いて順転し、第四段には詩を引いて「詩曰殷鑒不遠，在夏后之世，此之謂也」と述べて結尾し超脱結となしている。この章は前章とは異つて起法には比喩法，承法には分承，結法には超脱結を用いている点同じ四段法においても相違した形式である。更に起法に正起を用い結法に総収を用いたものに万章下篇の第五章がある。第一段は質問者がなく正面より本題に入り，仕官の動機に貧の為にすることがあると述べ，第二段には貧の為に仕官する者の地位について述べ，順承とし，第三段は転じて孔子は貧の為に仕官したことを挙げて順転とし，第四段は以上を結合し結尾とし総収の形式をとつている。次に起・承・転・結の法を用いない四段法として孟子の中に次の如きものがある。告子下篇第七章は，一段に五覇は三王の罪人であり，今日の諸侯は五覇の罪人であり，今日の大夫は今の諸侯の罪人であると述べ，第二段は五覇の罪人であること，第三段には今日諸侯の罪人なること，第四段に今日の大夫の罪人なることを詳説し，第二三四の三段は対偶的或は層疊的の構成である。これを三段法の形式から云えば綱領一段格であつて第二段以下は分疏の形式をとつたものである。然しこれも亦四段法の一形式と見做すことができる。斎藤拙堂が「孟子之文疏而暢，後世之人可學者也。昌黎老泉得之，雄視百代，學者宜枕籍焉」と評しているのもかゝる篇法について述べたものであろう。

以上述べた如く孟子七篇の文章はその篇法において巧妙を尽すものがあつて，実に百代の儀型となすべきものである。荀子の如きは辞藻豊潤であるが故に，字法・句法・章法においては大に観るべきものがあるが，篇法においては決して孟子に及ぶ所ではない。斎藤拙堂は孟子の好辯之章を挙げて次の如く批評している。

好辯章一治一乱提起全篇，下文交迭分敘，当堯之時一乱，使禹治之，堯舜既没又一乱，周公相武王又一治，世衰道微又一乱，孔子懼作春秋又一治，聖王不作又一乱，吾為之懼又一治，治乱皆順，說治皆逆，交互相問而下。禹抑洪水以下総略前文，以入己事，下更補能言二句作結，通篇有順說，有逆說，有總說，諸法悉具，昌黎曹成王碑似做之者。(拙堂文話 卷六)

拙堂の説く如く孟子の文には一治一乱の変化が存し，通篇順説があり，逆説があり，総説があつて，諸法がよくそなわつている。

Ⅱ 章 法

孟子七篇中章法は篇法と共に最も精彩を放つものである。対偶法があり，双關法があり，層疊法があり，承遞法があつてこれを自由に駆使して孟子独特の文を構成している。

対偶法。章法における対偶法の地位は極めて重く，他の章法の基礎をなすものである。層疊法は対偶法の層が数層重つたものであり，双關法は左扇右扇の対偶が何回か繰返される章法であつて，何れも対偶法を基礎とするものである。殊に孟子七篇の文においてはその点が深く感ぜられる。孟子の文章を対偶の内容から見れば排比的なものが最も多く之が主体をなし，その他に正反的のものがあり，反照的のものもあり，又僅か

はあるが接続的対偶もある。以下その一例を挙げておく。

1 排比的対偶

(城郭不完，兵甲不多，非国之災也。
田野不辟，貨財不聚，非国之害也。(離婁上)

(嚙爾而与之，行道之人弗受。
蹴爾而与之，乞人不屑也。(告子上)

(人皆有所不忍，達之於其所忍仁也。
人皆有所不為，達之於其所為義也。

(人能充無欲害人心，而仁不可勝用也。
人能充無穿窬之心，而義不可勝用也。(尽心下)

以上の例は排比的対偶の最も整齊したもので、その一例に過ぎないが、孟子の書中にはこの対偶が非常に多い。

2 正反的対偶

(在王所者，長幼尊卑皆辟居州，王誰與為不善。
在王所者，長幼尊卑皆非辟居州，王誰與為善。(滕文公下)

(胸中正則，眸子瞭焉。
胸中不正則眸子眊焉。(離婁上)

(指不若人，則知惡之。
心不若人，則不知惡之。(告子上)

3 反照的対偶

(天子適諸侯曰巡狩，巡狩者巡所守也。
諸侯朝天子曰述職，述職者述所職也。(梁惠王下)

(生亦我所欲，所欲有甚於生者，故不為苟得也。
死亦我所惡，所惡有甚於死者，故患有所不辟也。(告子上)

(天下有道，以道殉身。
天下無道，以身殉道。(尽心下)

以上は対偶法の本質である二句が相對するものについて挙げたのであるが、孟子七篇中には三句の對をなすもの、或は四句五句の對の例もある。

{ 君之視臣如手足，則臣視君如腹心。
君之視臣如犬馬，則臣視君如國人。
君之視臣如土芥，則臣視君如寇讐。(離婁下)

{ 天子不仁，不保四海。
諸侯不仁，不保社稷。
卿大夫不仁，不保宗廟。
士庶人不仁，不保四體。(離婁上)

{ 惰其四支，不顧父母之食，一不孝也。
博奕好飲食，不顧父母之食，二不孝也。
好貨財私妻子，不顧父母之食，三不孝也。
從耳目之欲，以為父母戮，四不孝也。
好勇鬪狠以老父母，五不孝也。(離婁下)

層疊法 対偶法に比すれば層疊法の形式は孟子七篇中、數に於ては遙かに少く、殊に正式なものになれば一層少い。

甲 { 1 左右皆曰賢，未不可也。
2 諸大夫皆曰賢，未不可也。
3 國人皆曰賢，然後察之，見賢焉然後用之。

乙 { 1 左右皆曰不可，勿聽。
2 諸大夫皆曰不可，勿聽。
3 国人皆曰不可，然後察之，見不可焉然後去之。

丙 { 1 左右皆曰可殺，勿聽。
2 諸大夫皆曰可殺，勿聽。
3 国人皆曰可殺，然後察之。可殺焉然後殺之。(梁惠王下)

此の一文は甲乙丙各において、第一層は左右、第二層は諸大夫、第三層は国人と何れも漸層的に範囲を拡大して遂に結論を得る形式となつて、甲乙丙何れも層疊法の形式である。更に甲乙丙の内容を吟味すれば甲は「採用」乙は「免職」、丙は「刑罰」と次第に危急な所へ進んでいる。この点から見れば甲乙丙が漸層的の層ともなり、二重に層疊法を適用されていると見ることもできる。此の例は極めて整齊された単純な形式である。更に複雑の例を次に示さん。

第一段 万章問曰、敢問友、孟子曰

- (1) 不挾長，
- (2) 不挾貴，
- (3) 不挾兄弟而友。
- (4) 友也者友其德也，不可以有挾也。

第二段 (1) 孟獻子百乘之家也、有友五人焉、樂正裘・牧仲、其三人予忘之矣、獻子之與此五人者友也。無獻子之家者也。此五人亦有獻子之家、則不與之友矣
(第一層)

非惟百乘之家為然也。雖小国之君亦有之。

(2) 費惠公曰、吾於子思則師之矣、吾於顔般友之矣、王順長則事我者也。(第二層)

非惟小国之君為然也、雖大国之君亦有之。

(3) 晋平公之於玄唐也、入云則入、坐云則坐、食云則食、雖疏食菜羹未嘗飽、蓋不敢飽也。然後終於此而已矣。弗與共天位也。弗與治天職也。弗與食天祿也。士之尊賢者也。非王公之尊賢也。(第三層)

(4) 舜尙見帝、帝館甥于二室、亦饗舜、迭為賓主、是天子而友匹夫也。(第四層)

第三段 (1) 用下敬上、謂之貴貴、

(2) 用上敬下、謂之尊賢、

(3) 貴貴尊賢其義一也。(万章下)

此の万章下篇第三章の文は篇法より見れば、三段法の綱領一段格であるが、章法から見れば各段毎に層疊法が用いられている。第二段が正式な層疊の形式をとり、第一段、第三段は不整齊な形式である。第一段の(1)、(2)、(3)は全く排比的の対偶であつて、(4)に至つて総括し漸進の意を示し、又第三段も同様に(1)、(2)は最も完全な排比的の対偶であつて、これが(3)に至つて綜合せられた形式であるから完全ではない。之に比すると第二段は長い文ではあるが、各層ともに漸進の意味を持ち第四層に至つて理想とする目標に達している。即ち第一層に百乘之家孟獻子を説き、第二層には上つて小国君費惠公を説

き、第三層には更に上つて大国君晋平公を説き、第四層には最高の天下の王舜を説き、低きより次第に高きに進み最後に目的に到達している。

双関法。孟子七篇中に見える双関法の章法は二段及び三段のものが多いが、中には五段をなすものもある。

- 甲 (1) 力足以拳百鈞，而不足以拳一羽。
 (2) 明足以察秋毫之末，而不見輿薪。
- 乙 (1) 一羽之不拳，為不用力焉
 (2) 輿薪之不見，為不用明焉

此の文は甲乙二段に繰返された双関形式であつて「力」を以て左扇とし、「明」を以て右扇とし、「一羽」と「輿薪」とによつて乙段に連絡し最後は「力」と「明」が再び挙げられている。

- 甲 (1) 或勞心
 (2) 或勞力
- 乙 (1) 勞心者治人
 (2) 勞力者治於人
- 丙 (1) 治人者食於人。
 (2) 治於人者食人。(滕文公上)

此の文は甲乙丙三段からなる極めて簡單なる双関法であるが、「勞心」を左扇とし「勞力」を右扇とし、これが乙段においては左は「治人」・右は「治於人」に發展し、丙段に至れば左が「食於人」・右が「食人」となつて終結し、極めて整齊された形である。次に四段の形式を一例挙げて代表的なものとしておく。

- 甲 (1) 生亦我所欲，所欲有甚於生者，故不為苟得也。
 (2) 死亦我所欲，所惡有甚於死者，故患有所不辟也。
- 乙 (1) 使人之所欲，莫甚於生，則凡可以得生者，何不用也。
 (2) 使人之所惡，莫甚於死，則凡可以辟患者，何不為也。
- 丙 (1) 由是則〔可以得〕生，而有不用也。
 (2) 由是則可以辟患而，有不為也。
- 丁 (1) 所欲有甚於生者
 (2) 所惡有甚於死者

この文は告子上篇の熊掌章の一部であるが、甲乙丙丁四段何れも「生」と「死」を対立せしめて両扇とし双進を以て完了し、七篇中稀に見る整齊統一した双関法である。この外にも多くあるが省略する。

承遞法 双関法の形式は一面承遞的の意味を持ち、前段と後段には必ず共通する語を以て両段の連絡を為しているものである。その連絡の語が即ち承遞の働をするものである。

皆曰天下国家，天下之本在国，国之本在家，家之本在身。(離婁上)

即ち承遞法は尻取式である故、この文の「国」・「家」は承遞の役を果す重要なものである。

為政不難，不得罪於巨室。巨室之所慕一國慕之，一國之所慕天下慕之。故沛然德教溢乎四海。(離婁上)

これも亦極めて單純な典型的な承遞法である。

得天下有道，得其民斯得天下矣。得其民有道，得其心斯得民矣。得其心有道，所欲與之，聚之所惡勿施爾也。(離婁上)

この承遞法は二句づつ交互に進んで行く特殊な例である，この例は前句を承遞する語は後にし，新語を先に出して順次承遞して行く形式である。

居下位而不獲於上，民不可得而治也。獲於上有道，不信於友，弗獲於上矣。信於友有道，事親弗悅，弗信於友矣。悅親有道，反身不誠，不悅親矣。誠身有道，不明乎善，不誠其身矣。(離婁上)

この文もまた承遞法の一形式である。

賓主法。孟子は比喻に巧みであつたから部分的には所々賓主法を用いている。その一例を用ふれば次の如きものがある。

(1) 工師得大牾，則王喜以為能勝其任也。

(2) 匠人削而小之，則王怒以為不勝其任矣。

(3) 夫人幼而學之，壯而欲行之，王曰，姑舍女所學而從我，則何如。(梁惠王下)

この文(1)と(2)は正反的対偶を以て比喻をなし，(3)の文によつて始めて真意が明かに叙述されている。これは二喩一正の法を用いたものであつて，賓主法としては正式のものである。更に著しい例としては離婁下篇第三十三章の妻妾の章がある。本章の大部分は妻妾とその夫の会話の主であるが最後に「由君子觀之，則人之所以求富貴利達，其妻妾不羞也，而不相泣者幾希矣」と述べて主意としている。これも亦賓主法の一形式である。

擒縱法。孟子の性は才氣煥發人に屈するを屑しとしない点から擒縱法の章法をとることとは自然少く，僅かに梁惠王上篇の牽牛章の一章のみがこれに該当するものである。

(1) 齊宣王問曰，齊桓晉文之事可得聞乎。孟子對曰，仲尼之徒無道桓文之事者，是以後世無伝焉，臣未之聞也。無以則王乎。

最初に宣王の桓文の問を擒えて之を抑え，更に自己の好む王道に導かんとしている。次に

(2) 徳何如則可以王矣。曰保民而王，莫之能禦也。(同上)

とあつて王の問に対して正当に答えて，次に

(3) 曰若寡人者可以保民乎哉。曰可。(同上)

の問答においては「可」として，王の王たるに可能なる事を許しこれを縦めている。

(4) 曰何由知吾可也。……曰是心足以王矣。百姓皆以王為愛也。臣固知王之不忍也。

この全文においては，更に王の不忍心を認め王たるに可能なることを明かにし，王の仁心の發露を稱揚している。

(5) 王無異於百姓之以王為愛也。以小易大，彼惡知之，王若隱其無罪而就死地，則牛羊何損焉。

こゝにおいて再び王が牛を以て羊にかえた行為を擒えてこれを抑えている。

(6) 〔王〕曰是誠何心哉……宜哉乎，百姓之謂我愛也。曰無傷也。是乃仁術也。見牛未見羊也，君子之於禽獸也見其生，不忍見其死，聞其声不忍食其肉，是以君子遠庖廚也。

こゝにおいては王が自ら不可解である点を擒えてこれを巧みに説明し，王の長所を認

め仁術となしその生路を与え「王説曰、詩云他人有心、予忖度之、夫子之謂也」といわしめる程王をして悦ばしめて、こゝに又縦している。

(7) 曰……此心之所以合於王者何也。……曰王之不王不為也、非不能也。

とあつて、こゝでは王の「不為」を擒えて之を攻めている。そこで「不為」と、「不能」とについて問答があり、更に

(8) 今恩足以及禽獸、功不至於百姓者独何與。

と述べて王の不忍之心が民に及んでいない点を擒えて本幕に入っている。次に

(9) 王之所大欲、可得聞與。

と王に問い、王の心を開かんと欲し、これに対して王答えざるか為に、王の欲するであろうと思う方面を種々挙げ、結局は秦楚を朝せしめて中国にのぞみ四夷を撫することが、王の大に欲する所であるという結論に達し

(10) 王曰、若是其甚與。……曰殆有甚焉。

の問答によつて王の大欲を抑え、いよいよ王道実施の方法を縷説している。以上の如く本章は王の短所を擒えては其の言行を抑え或は批難し、これを打開するにはこれを善意に解して縦にし、王の長所を認めて生路を開き、王たるに足るとし悦ばしめて、巧みに擒縦の法を用いている。此の牽牛章は章法に於ても内容においても、孟子の中でも大文章というべきものである。

Ⅲ 句 法

孟子七篇の文に対して更に句法を通覧するに、対句法・層疊法・照略法・回文法等があるが、就中対句法は極めて多い。

対句法。対句の中で最も多いのは排比的対句で枚挙にいとまない程である。

(1) 排比的対句。この対句には三言句から始まつて八言句までであるが、こゝにはその一例を挙げるにとどめておく。

(不膚撓 不目逃	(爾為爾 我為我)	(以 上 公孫丑)	(鄙夫寬 薄夫敦)	(義路也 礼門也)	(以 上 万章)	(万取千焉 千取百焉)	(庖有肥肉 厩有肥馬)
(民有飢色 野有餓莩)	(以 上 梁惠王)	(不以文害辭 不以辭害志)	(非其君不事 非其民不使)	(可以速而速 可以久而久)	(以 上 万章)		
(權然後知輕重 度然後知長短)	(仰足以事父母 俯足以畜妻子)	(賊仁者謂之賊 賊義者謂之殘)	(以 上 梁惠王)	(徒善不足以為政 徒法不能以自行)			
(道在邇而求諸遠 事在易而求諸難)	(愛人者人恒愛之 敬人者人恒敬之)	(以 上 離樓)	(見其生不忍見其死 聞其声不忍食其肉)				
(老吾老以及人之老 幼吾幼以及人之幼)	(以 上 梁惠王)	(吾於子思則師之矣 吾於顏般則友之矣)	(万章)				

(2) 反照的対句

(治則進 乱則退)	(離婁)	(君子犯義 小人犯刑)	(離婁)	(得之則生 弗得則死)	(告子)	(有大人之事 有小人之事)	(滕文公)
--------------	------	----------------	------	----------------	------	------------------	-------

(以天下興人易 (君子之德風也) (入則無法家執士
為天下得人難(滕文公) 小人之德草也(滕文公) 出則無敵國外患(告子)

(3) 正反的対句

(正則榮 (順天者存 (以母則不食
不仁則辱(公孫丑) 逆天者亡(離婁) 以妻則食之(滕文公)
(得天下也以仁 (得志與民由之 (以兄之室弗居
失天下也以不仁(離婁) 不得志独行其道(滕文公) 以於陵則居之(滕文公)
(聞用夏變夷者
未聞變於夷者也(滕文公)

以上はほんの一例に過ぎないが孟子が如何に対句を好んで用いたかが知られる。対句法は二句対せしめるのが普通であるが三句以上対する例も多くある。

<p>{ 老而無妻曰鰥 老而無夫曰寡 老而無子曰獨 幼而無父曰孤(梁惠王)</p>	<p>{ 麒麟之於走獸 鳳凰之於飛鳥 太山之於丘垤 河海之於行潦(公孫丑)</p>
<p>{ 域民不以封疆之界 固國不以山谿之險 威天下不以兵革之利(公孫丑)</p>	<p>{ 得乎丘民而為天子 得乎天子而為諸侯 得乎諸侯而為大夫(尽心)</p>

層疊法。章法にも層疊法が存したが趣旨は同様であつて、唯異なる所は句法に於ては句を以て漸層的に進む点だけで、従つて章法の場合より短いのが普通である。

- (1) 居天下之^下広居
- (2) 立天下之^正位
- (3) 行天下之^大道
- (4) 得心與民由之
- (5) 不得志独行其道
- (6) 富貴不能淫
- (7) 貧賤不能移
- (8) 威武不能屈
- (9) 此之謂大丈夫。(第四層)

此の文は一句づつ(1)より(9)まで漸層的に進んでいる層疊法と見ることが可能である。又一面(1)(2)(3)は排比的対句と見る事が出来る共に(4)(5)は正反的対句、(6)(7)(8)は排比的対句と見ることが出来る。かく見ることによつて、(1)(2)(3)は第一層、(4)(5)は第二層、(6)(7)(8)は第三層、(9)は第四層と見て、此の文を四層より成る層疊法の形式と見ることが出来る。要するにこの形式は連続的に(1)から(5)までを漸層とも見られ、又一面对句を重視し四層として見ることも出来る。

- (1) 可欲之謂善
- (2) 有諸己之謂信
- (3) 充實之謂美
- (4) 充實而有光輝之謂大
- (5) 大而化人之謂聖
- (6) 聖而不可知之謂神。

此の文は善信美大聖神と次第に層進して最も典型的な層疊法を構成している。

照略法。照略法は孟子七篇中多く用いられているが一二の例を挙げておく。

殺人以挺與〔以〕刃有異乎。(梁惠王上)

この短文において、「以挺」に対して「以刃」とすべきが当然であるが「以刃」の「以」の無いのは省略されたのである事は明かである。

- (1) 為肥甘不足於口與。
- (2) 〔為〕輕煖不足於体與。
- (3) 為采色不足視於目與。
- (4) 〔為〕声音不足聽於耳與。
- (5) 〔為〕便嬖不足使令於前與。(梁惠王上)

この文における(1)(3)の句は何れも最初に「為」の字があつて、(2)(4)(5)には「為」の字が無いが、これは(2)(3)と排比的反対句をなしている構造から相照して、「為」が(2)(4)(5)にないのは、省略であることは明瞭である。

- (1) 以佚道使民，雖勞不怨〔使者〕。
- (2) 以生道殺民，雖死不怨殺者。(尽心上)

この文に於ても(1)の文の最後には当然「使者」の語が存在すべきであることは、(2)の文の「殺者」の存するのと相対して見れば明かである。

回文法。孟子中には回文法の形式は極めて少く、次の例の如きは著しいものである。

將為君子焉，將為野人焉，無君子莫治野人，無野人莫養君子。(滕文公上)

この文は最初の句に「君子」が提起せられ最後の句に又「君子」の語が置かれているので、正しい回文法をなしている。

IV 字 法

字法においては孟子から特に他書と異なる特色を見出すことは困難である。字眼・同字反復・同義異字・疊字等について考察して見よう。

字眼。孟子開卷第一章義利の弁に於ては義の字が五回用いられ、義に対する利も五回提出せられて其の章の字眼となつている。次に梁惠王上の牽牛章は王道を主意としている關係上「王」の字が字眼として王道の意に用いられて九回提出せられている。更に宣王の王を数えれば多くなるが之は王道の意でないから省略する。又梁惠王下篇第一章は「樂」の字が二十七回提出せられている。然しその用法は同一でなく、一は音楽の意であり、他は快樂の意であるが、音楽を真に字眼とする意味である。

孟子曰、存乎人者，莫良於眸子，眸子不能掩其惡，胸中正，則眸子瞭焉。胸中不正則眸子眊焉，聽其言也，觀其眸子，人焉廋哉。(離婁上)

この文は四十五字の短文であるが、「眸子」を字眼として五回提出されている。

同字反復。一章の文の字眼ではないが同一文字を何回か反復して用いる字法がある。対偶法・層疊法・双関法・承遞法の如きは同字の多く用いられることは、その構造から察せられる所である。然しかゝる章法・句法に關係なく同字が反復して用いられる字法が同字反復である。その一例を挙げてみよう。

夫尹士惡知予哉。千里而見王是予所欲也。不偶故去，豈予所欲哉。予不得已也。予三宿而出晝而於予心猶以為速。王庶幾改之。王如改諸，則必反予。夫出晝而王不予追

也，予然後浩然有歸志，予雖然豈舍王哉。王由足用為善。王如用予，則豈徒育民安，天下之民拳安。王庶幾改之，予日望之。予豈若是小丈夫然哉。（公孫丑下）

この文「予」の字を十三回「王」の字を八回反復して、「予」と「王」との関係にて全文を貫通している。

同義異字反復。同字反復とは反対に、同じ意義を表わすに異つた文字を反復して用いる字法が孟子中にはしばしば見受けられる。

次の文はその一例である。

孟子曰、不然。伊尹耕於有莘之野，而樂堯之道焉。非其義也。非其道也。祿之以天下弗顧也。繫馬千駟弗視也。非其義也，非其道也。一介不以與人。一介不以取諸人。

（万章上）

この文は打消否定が九回行われているが同一文字が用いられず、「不」「弗」「非」の三種の字が用いられ、「不」が三回、「弗」が二回、「非」が四回反復されている。この三種の打消文字は本質的には異つた意味が存するが、打消を表わす意の助字であることは共通である。又万章下篇の三章は未・不・弗・非の四種の打消助字が交互に反復されている。これらは何れも文に変化を与える一の字法である。

墨字。詩経書経には墨字の修飾語が多く見受けられるが、孟子中には墨字を用いることは極めて少く、次の如きものはその代表的なものである。

始舍之闔闔焉。（万章上）

少則洋洋焉。（同上）

諄諄然命之乎。（同上）

何以嚶嚶也。……行何為蹢躅涼涼。（尽心下）

以上は字法の一例であるが、字法の根本は文法的に如何なる文字を用いるかという点にある。特に決定・疑問・咏歎を表現する文字の用法は極めて重要である。即ち決辞として也・矣・爾・焉・耳等の何れの文字が用いられ、疑辞には誰・孰・何・奚等の外に語尾に乎・也・與・邪等の何れが用いられ、嘆字には嗚呼・噫・哉・夫等の何れが用いられるかという点から考察すれば文法的字法が判然する。そこでこれらの用例は省略して結論だけを概説する。決辞としては「也」が最も多く孟子中に用いられ、時に「未」と連絡して否定の決辞として用いられることがある。次に多いのは「矣」であつて時には「既」と連絡して用いられることがある。「焉」は「也」「矣」よりも少く、多くは指示的意味を持つ所に用いられる。次の文はその一例である。

女王之囿七十里，芻蕘者往焉，雉兔者往焉。（梁惠王下）

耳・己・而已・而矣・爾等の断定辞に於て、孟子中最も多いのは「而已矣」であつてこれは圧倒的であり、「耳」「己」は極めて少く「爾」の如きは数例に過ぎない。次に疑辞としては誰・孰・何・盍・奚が多く「惡」は極めて少い。語尾に用いられる疑辞は也・乎・與が多く邪・耶歎等は殆んど見られない。嘆辞においては嗚呼・噫等の語頭のものは見られず、語尾に哉・夫が用いられている。

結 語

以上孟子七篇の文を文章法的に考察して見たが、種々なる特色を持つ。殊に篇法においては巧妙を盡し、或は提綱分疏の格があり、或は画龍点睛の妙を得たるもの、或は首尾相応じたるもの等自由自在に篇法を駆使し実に百代の儀型である。故に程頤は嘗て孟子の文を評し

孟子善議論，先提其綱，而後詳說之，是見識高，胸中流出，弁論盤根錯節處，只以譬喻輕々解破。

と述べて篇法の特色を指摘している。従つて後世孟子の文を学ぶ者多く殊に唐宋八大家に與えた影響は極めて大なるものがある。韓愈の「送揚少尹序」「送高閑上人序」の如きは孟子の賓主法を用い、歐陽脩の「縦囚論」は孟子牽牛章の擒縱法を学び、韓愈の「與于襄陽書」「與陳給事書」の如きは孟子の雙関法に負う所が多く、柳宗元の「與韓愈論史書」韓愈の「伯夷頌」「答李翊書」歐陽脩の「春秋論」等は孟子の層疊法になつたものと思われるのである。

孟子七篇は章に長短があり、言に大小があるが遒勁な筆緻を以て何れも佳ならざるなく、特に牽牛・齊桓晋文・浩然の諸章の如きは変化の妙を極め尽し、又小品に至つては齊人一妻一妾の章の如き全篇敘事を以て進み最後の僅か数十字を以てその主意を述べ、前章に比すれば誠に輕妙な趣がある。これらは正に孟子なる人物の反映であつて、その人物は深奥馴雅よりも才気俊傑を以てまさり、寧ろ憂鬱冷寂な思索家・哲学者というよりも、却つて壯快激烈な弁論家であり、又一面才気煥發の文学者であるともいうことができる。(終)

A Study on the writing Style of Mēngtū

By

Mototaro ICHIKAWA*

The writing style of Mēngtū, rich in metaphors, strong in expression, may be called a very wonderful, delightful one. So it has made remarkable influences upon many authors in later ages.

Then, what are the art and structure of this wonderful style of his?

It is the aim of this article that explains his writings from this point of view.

* Professor of Shinshu University.